

競争力の高い富士山静岡空港の実現

新ビジョン体系	8-3 (3)	担当部局	スポーツ・文化観光部 空港管理課、空港振興課
---------	---------	------	------------------------

❖ 目 標

- 富士山静岡空港の路線の充実、利便性の向上を図り、利用を拡大します。

❖ 施策に関する指標

成果指標	基準値	現状値	目標値	区分
富士山静岡空港の利用者数	(2016年度) 61.1万人	(2020年度) 11.7万人	85万人	基準値 以下

活動指標	基準値	現状値	目標値	区分
富士山静岡空港の利用促進を目的とするサポーターズクラブ会員数	(2016年度) 44,411人	(2020年度) 46,838人	47,000人	○
富士山静岡空港のビジネス利用促進を目的とする企業サポーターズクラブ会員数	(2016年度) 1,266社	(2020年度) 1,694社	2,000社	○
富士山静岡空港を利用した教育旅行数	(2016年度) 71件	(2020年度) 30件	75件	●
航空関連施設等立地件数	—	(2018～2020年度) 累計2件	(2018～2021年度) 累計3件	○

❖ 施策推進の視点・主な取組

👉 **視点1** 空港の民営化と適切な業務履行の確保

① 空港の機能と利便性の向上

公共施設等運営権制度を活用した新しい運営体制の下で、県と運営権者が連携し、競争力の高い富士山静岡空港を実現します。県は、モニタリングを実施して運営権者が空港を適切に運営し、民間ならではの創意工夫を発揮してサービスや利用者の利便性の向上に取り組むよう促します。

👉 **視点2** 交流を支える航空ネットワークの維持・強化

② 航空ネットワークの充実と利用拡大

国内外との交流拡大や県内経済の活性化を図るため、富士山静岡空港の航空路線の充実と利用拡大に向けた取組を進めます。

👉 **視点3** 空港周辺の新たな価値や交流を生み出す取組

③ 空港を拠点とした地域の魅力づくりの推進

運営権者と連携し、民間活力を活用して富士山静岡空港と空港西側県有地の一体的かつ計画的な整備を促進し、富士山静岡空港と空港周辺地域の更なる発展につなげます。

1 現状・課題と県の施策

【現状・課題1】

- 富士山静岡空港では、2019年4月、公共施設等運営権制度を活用した新しい運営体制に移行し、運営権者による空港運営が始まりました。
- 県は、運営権者による事業の実施状況についての的確にモニタリングを行うことが必要です。

👉 視点1 空港の民営化と適切な業務履行の確保

- 県は、運営権者による事業の実施状況についてモニタリングを行い、運営権者が空港を適切に運営し、民間ならではの創意工夫を発揮してサービスや利用者の利便性の向上に取り組むよう促していきます。

主な取組➡ ①空港の機能と利便性の向上

1 富士山静岡空港の概要

◆名称	静岡空港 (愛称：富士山静岡空港)
◆設置管理者	静岡県（地方管理空港）
◆運営権者	富士山静岡空港株式会社
◆位置	牧之原市・島田市
◆管理面積	約190ha (周囲部含む全体:約500ha)
◆開港日	2009年6月4日
◆滑走路	長さ2,500m
◆運用時間	7時30分から22時 (14.5時間)



2 富士山静岡空港の設置目的と有用性

<設置目的>

静岡県の優位性を高め、産業の立地、雇用の拡大、観光の振興など、県民経済の健全な発達と県民生活の向上に寄与するため

<主な有用性>

- 航空ネットワークの形成
 - ⇒ 国内の遠隔地はもとより、中国・韓国・台湾との直接交流が可能になっています。
(参考：P.7 就航状況)
- 地域経済への貢献
 - ⇒ 訪日外国人による県内での消費等により、2009年の開港から2019年度末までの経済波及効果の累計は3,117億円と推計されています。
- 地震・防災対策
 - ⇒ 大規模な広域防災拠点として、警察・消防・自衛隊等の救助活動拠点、災害派遣医療チーム（DMAT）の空路参集拠点等に活用されます。

3 富士山静岡空港における公共施設等運営権制度導入の目的

・行政による空港「管理」から、民間による空港「経営」への転換

①空港の更なる活性化と県内経済発展への貢献

民間のノウハウ、ネットワークによる空港運営に止まらない幅広い事業展開や空港と地域資源を活かした観光誘客や産業交流の促進

②県民の利便性と利用者満足度の向上

民間の創意工夫と臨機応変な営業活動による航空路線の充実や利用者の要望に応じた迅速な改善対応による空港内サービスの向上

③県民負担の軽減

空港の経営に関する業務・収支の一元化による効率化と収益力向上に伴う県費投入の削減

4 富士山静岡空港の公共施設等運営権制度の概要

事業開始：2019年4月1日

事業 範囲等	<ul style="list-style-type: none"> ・運営権者は、空港運営に係る業務（滑走路等の基本施設及び旅客ターミナルビルの管理運営等）を一体的に実施 ・運営権者は、着陸料その他の料金を自ら設定・収受 ・対象の事業場所は、空港設置管理条例に基づき公示された空港区域 		
事業 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・当初 20 年間(オプション延長 20 年以内、不可抗力等による延長含め最長 45 年間) 		
更新 投資	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本である空港の基本的機能や安全性を維持するため、基本施設等の更新投資費用は、県が定める金額を上限（債務負担行為限度額：24.54 億円）に県が一部負担 ・旅客ターミナルビル等の更新投資費用は、運営権者が全額負担 		
	分類	主要な施設	費用負担
	滑走路等	滑走路、誘導路、エプロン、飛行場灯火	提案により運営権者全額負担
	滑走路等を除く空港基本施設等	場周道路、場周柵、消防庁舎、電源局舎	県 90%(上限 24.54 億円) 運営権者 10%
旅客ビル施設等	旅客ターミナルビル、駐車場、石雲院展望デッキ	運営権者全額負担	
<ul style="list-style-type: none"> ・重要備品(県所有消防車両等)の更新・修繕は、県が実施し、運営権者が 10%費用負担 			
運営権 対価	<ul style="list-style-type: none"> ・10 億円（運営権者が県に一括払） 		

8-3 交流を支える交通ネットワークの充実

5 県と運営権者の役割分担

業務区分	導入前	導入後
空港本体部の運営 (料金收受、土地・施設貸付、空港運用、警備、 消火救難等)	県 (指定管理者)	運営権者
空港本体部の維持管理(維持・点検) (清掃、除草、施設の点検・応急補修等)	県 (指定管理者)	運営権者
空港本体部の維持管理(更新投資) (施設の更新・修繕)	県	運営権者 (県一部費用負担)
空港周囲部の運営・維持管理	県	県
航空機騒音相談窓口、航空機騒音調査	県	運営権者
環境調査(航空機騒音調査除く)	県	県
地元への情報提供・説明	県	県・運営権者
航空機騒音対策	県	県
隣接地域振興事業に対する助成	県	県
就航促進・利用促進(二次交通含む)	県	県・運営権者
運営権者の事業実施状況の確認・評価	-	県

空港区域図



本体部
(約190ha)

周囲部
(約310ha)

調節池

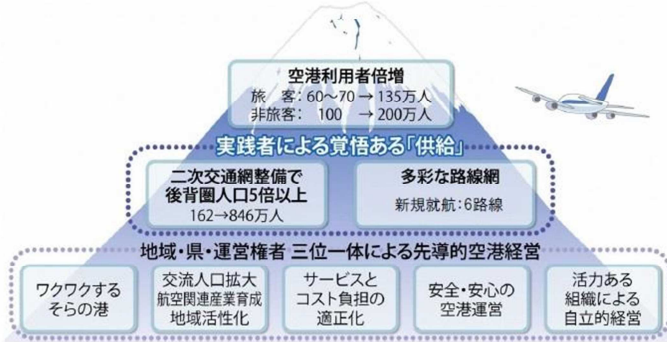
6 運営権者のマスタープラン

- ・運営権者は、事業開始日（2019年4月1日）から2039年3月31日までの20年間における全体計画を公表しています。

リージョナル・ランドマーク・エアポート

利用者倍増で、静岡県経済・地域を牽引するそのの港

→ 将来イメージ



→ 20年後の姿

- 1. 裾野を広げます**
充実の二次交通網で首都圏西部まで拡大したキャッチメントエリア
・空港アクセスバスの拡充
・後背圏対象エリア人口:162万人→846万人(現人口ベース)
- 2. 「旅したい」に 대응します**
身近に、気軽に、県民主体のアウトバウンド需要に応える路線網
・新規就航6路線(国際線:香港、グアム、バンコク/国内線:仙台、成田、高松)
・LCC比率の大幅な向上
- 3. 期待以上の満足を提供します**
スムーズな旅客誘導と、ワクワク感溢れる空間で充実の時間
・チェックイン前の待ち時間縮小、空港内での消費拡大
・新機能(西側用地の段階的開発他)導入で新たな利用者との賑わいの創出
- 4. 地域の魅力を上げます**
空港起点の観光商品・ルート拡充で増加した交流人口
・インバウンド旅客(国内・国際)数の大幅な拡大
- 5. 空港が自立します**
顧客サービス向上とコスト負担の適正化で実現した自立的経営

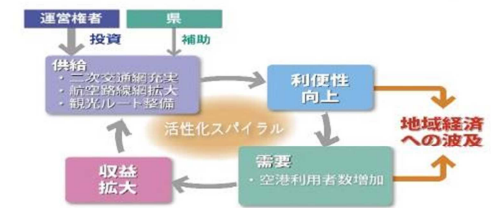
→ 旅客数等の目標値

区分	2018年度(実績)	2023年度(5年目)	2038年度(20年目)
旅客数	71.4万人	101万人	135万人
国内線	42.5万人	59万人	66万人
国際線	28.9万人	41万人	69万人
貨物取扱量	1,137t	1,846t	3,264t
国内線	454t	730t	1,095t
国際線	682t	1,116t	2,169t



→ 基本コンセプト

- 利用者には選ばれる空港になり、20年目には空港利用者増を目指す
- 民間発想で運営を改善して収益力を高め、自立経営を実現



→ キャッチメントエリアの深堀・拡張によるバランスの取れた路線構成の実現

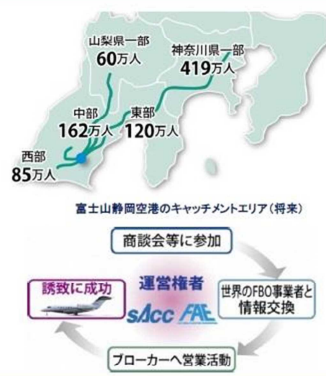


バランスの取れた路線構成の実現

- 二次交通の充実(先行投資)によるキャッチメントエリアの拡大
・アクセスバス路線の拡大
・航空便とアクセスバスのスムーズな接続
- 新規就航につながる料金施策の導入により多様な路線網を実現
- 県等関係者と一体的なエアライン営業体制を整備し、新規・継続就航を実現

ビジネスジェット等の利用拡大

- 年間着陸回数360回の達成(20年後)
・誘致促進に向けた一体的な営業
・駐機スペースの容量拡大



→ 旅客に機能的で非旅客にワクワク感溢れる空港構成・演出

空港利用者の利便性向上

- 様々な利用ニーズに応える二次交通ネットワークの構築
- 観光のゲートウェイとして、おもてなし体制の構築
- 利用者の満足度の高い空港を維持するためのP D C Aの実施
- 自動チェックインの導入等ストレスのない空港滞在時間の提供

ワクワク感溢れる空間構成・演出

- ワクワク・どきどきが常に感じられる、地域連携イベント等の開催
- 空港ならではのコト消費の体験
- MD見直しやテナント販促活動の実施による集客
- 新機能(西側用地の段階的開発他)導入で新たな利用者との賑わいの創出



国際線搭乗待合のイメージ



自動チェックインのイメージ



展望デッキでのイベントイメージ



20年後のイメージパース

8-3 交流を支える交通ネットワークの充実

✈️ 地域等との連携による交流人口拡大と航空関連産業の誘致・拡充の牽引

地元企業・NPOとの協業、県及び市町との連携

- 国内外インバウンドを県内観光資源へ誘客
 - ・地域の観光資源と連携した観光商品の開発
- 航空関連産業の誘致や育成に空港運営者として協力
- 地域の広告塔・交流拠点としての空港の活用



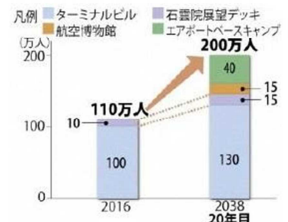
地域観光資源と連携した観光商品例(富士山周遊フライト)

空港西側用地の利活用

- エリア全体のまちづくりをプロデュースし、見学者を含む空港利用者数(搭乗者除く)200万人の達成を目指す
- 空港の成長に合わせた段階的な開発を実施
 - ・エアポートホテルの誘致他



西側用地のイメージ



見学者を含む空港利用者数(搭乗者除く)
※航空博物館は、県による誘致を想定

✈️ 運営の効率・高度化

安全・安心の確保

- 航空の安全確保及び空港の保安
 - ・全体が一丸となった万全の安全・保安管理体制の構築
 - ・社員の経験・知見を活かした安全・安心な空港運営
- セルフチェックの実施方法及び実施体制
 - ・複層的なセルフチェック体制による客観性の確保

運営の効率化・施設の長寿命化

- 運営の効率化
 - ・機械化・IT化の積極的な推進
 - ・蓄積データの有効活用による効率的な運営
 - ・コスト削減と業務品質向上の両立を実現
- 施設の長寿命化及び更新投資の効率化
 - ・耐久性を向上させる更新投資の実施による長寿命化の実現
 - ・優先順位を考慮した合理的な点検・修繕
- 事業の適正な実施の確保
 - ・「セルフモニタリング委員会」の設置
 - ・複層的な体制での評価による継続的に業務を改善

✈️ 更新投資計画

品質確保を最優先とした更新投資

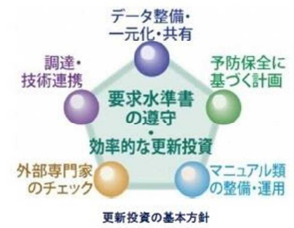
- 品質確保を最優先とした効率的な更新投資を実施
- 予防保全の考え方に基づく長期修繕計画の策定

将来需要を見据えた先行的な投資

- 将来需要を見据えた先行投資の実施
- 機能・利便性の向上により生み出される収益を再投資する好循環の実現

更新投資計画

- 更新修繕 61.2億円(20年間)
(うち単魚拍額 22.3億円)
- 拡張 28.2億円
※税抜き



【現状・課題2】

- 富士山静岡空港の航空路線の充実と利用拡大に取り組み、運営権制度を導入した2019年度には、富士山静岡空港の利用者数が過去最高の73.8万人となりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2020年1月以降、国内線・国際線ともに欠航が発生し、利用者数は減少しました。
- ウィズコロナ期の新しい生活様式への変化を見据え、旅行形態の変化（団体ツアーから個人型）やデジタル化（店舗販売からネット販売へのシフト）に対応した取組を行うことが必要です。



視点2 交流を支える航空ネットワークの維持・強化

- 県、運営権者である富士山静岡空港株式会社、富士山静岡空港利用促進協議会の三者による「富士山静岡空港航空営業戦略会議」において目標等を共有し、三者が連携して、それぞれの強みを活かした利用拡大の取組を進めます。

主な取組➡ ②航空ネットワークの充実と利用拡大

1 富士山静岡空港の就航状況 [2021年夏ダイヤの運航計画(2021.3.28~10.30)]

	航空会社	路線	運航頻度	備考
国内線	フジドリームエアラインズ	丘珠(札幌)線	1往復/日	6/17~9/6は、増便により2往復/日運航
		出雲線	1往復/日	
		鹿児島線	1往復/日	
		福岡線	4往復/日	
	全日空	新千歳線	1往復/日	期間運航(運航日4/29~5/5、7/16~8/31、ほか特定日)
		沖縄線	1往復/日	
	2社 6路線 63往復/週			航空会社・路線・運航数は、ANA便も含む
国際線	チェジュ航空	ソウル線	3往復/週	
	北京首都航空	杭州線	2往復/週	
	チャイナエアライン	台北線	2往復/週	
	3社 3路線 7往復/週			※国際線は全便欠航
合計		5社 9路線	70往復/週	

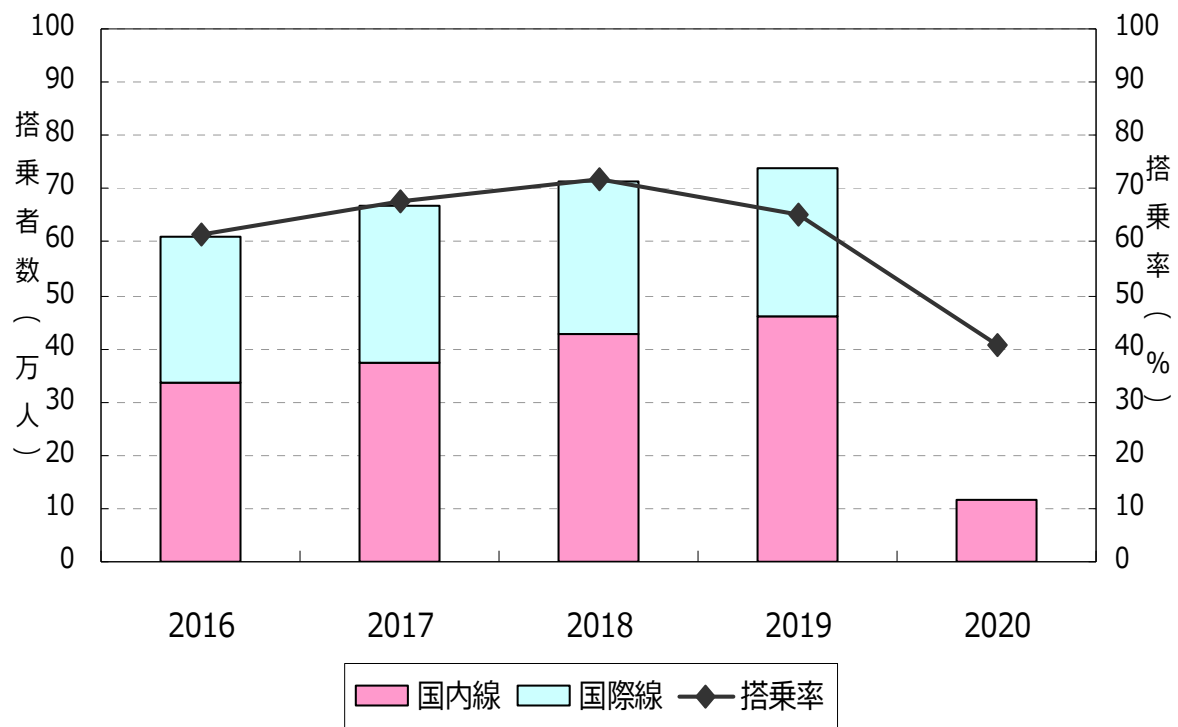


8-3 交流を支える交通ネットワークの充実

2 富士山静岡空港の利用者数

- ・富士山静岡空港の利用者数は、2018年度に70万人台に、2019年度には過去最高の73.8万人となりましたが、2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、路線の欠航が発生し、2020年度は国際線が全便欠航となるなど、利用者数は11.7万人となりました。

年度	2016	2017	2018	2019	2020
国内線(人)	334,902	375,322	425,451	462,297	117,240
国際線(人)	276,459	294,724	288,788	275,643	0
合計(人)	611,361	670,046	714,239	737,940	117,240
搭乗率(%)	61.6	67.5	71.7	65.0	40.7



3 富士山静岡空港航空営業戦略会議

(1) 概要

静岡県、富士山静岡空港株式会社及び富士山静岡空港利用促進協議会は「富士山静岡空港航空営業戦略会議」を設置し、富士山静岡空港の就航路線の拡大及び利用者増大に向けて、目標等を共有し、連携して推進しています。

(2) 会議の構成

	所属	職名
構成員	静岡県	副知事（議長）、スポーツ・文化観光部長
	富士山静岡空港株式会社	社長
	富士山静岡空港利用促進協議会	静岡県商工会議所連合会専務理事

(3) 令和2年度実績

項目	内容
会議	本会議 2回（6/15、11/5） 幹事会 4回（6/2、6/10、10/1、10/21）
協議概要	<p>■ 令和2年度の取組</p> <p>①安心安全の空の旅に関する情報発信</p> <p>②教育と組み合わせた遊覧チャーター利用の働きかけ</p> <p>③ビジネス利用の更なる取り込み</p> <p>■ 令和3年度の方角性</p> <p>①ウィズコロナ期における利用者の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開放型・分散型など新しい生活様式を取り入れた県内観光施設や旅行情報の発信 ・山梨県等からの空港利用者の取り込み など

【現状・課題3】

- 富士山静岡空港を拠点とした地域の魅力づくりを推進するため、空港西側県有地において格納庫の整備を促進するとともに、空港西側県有地全体のゾーニングや土地利用イメージを「富士山静岡空港西側県有地活用方針」として取りまとめ、2020年10月に公表しました。
- 新型コロナウイルスの感染拡大による民間事業者の進出意欲の低下が懸念されることから、民間事業者の意向等を踏まえつつ、「富士山静岡空港西側県有地活用方針」を基に、脱炭素社会への対応等、空港周辺の更なる発展のため、県有地の計画的な整備が必要です。

👉 **視点3** 空港周辺の新たな価値や交流を生み出す取組

- 運営権者と連携し、民間活力を活用して富士山静岡空港と空港西側県有地の一体的かつ計画的な整備を促進し、富士山静岡空港と空港周辺地域の更なる発展につなげます。

主な取組➡ ③空港を拠点とした地域の魅力づくりの推進

1 富士山静岡空港西側県有地の活用状況

使用形態	区分	面積 (ha)	経緯及び現状
運営権者設定範囲外 (県管理)	原子力防災センター	1.0	<ul style="list-style-type: none"> ・福島第一原子力発電所の事故を契機に、既存のオフサイトセンターと環境放射線監視センターの機能を移転、合築（静岡県危機管理部） ・2016年3月に施設完成、10月から運用開始
	防災ゾーン・多目的用地①	2.0	<ul style="list-style-type: none"> ・2015年度に、災害時における応援部隊等の活動用地として整備（静岡県危機管理部） ・2016年度以降、自衛隊後方支援部隊の訓練に使用
	防災ゾーン・多目的用地②	5.0	<ul style="list-style-type: none"> ・2017～2018年度に、災害時における応援部隊等の活動用地として整備し、各種訓練等に使用（静岡県危機管理部）
	太陽光発電用地	2.0	<ul style="list-style-type: none"> ・2013年度に事業者公募し、(株)ザ・トーカイを選定 ・2014年12月に施設完成、稼働開始
運営権設定範囲内 (運営権者管理)	格納庫用地①	0.6	<ul style="list-style-type: none"> ・2012年度に事業者公募し、静岡エアコミュータ(株)(現 F A E : (株)アドリームアビエーションエンジニアリング)を選定 ・2014年7月に小型機の格納庫事業を開始
	格納庫用地②	0.3	<ul style="list-style-type: none"> ・2016年度に事業者公募し、静岡エアコミュータ(株)を選定 ・2019年4月にヘリコプター整備(MRO)事業を開始
	格納庫用地③	0.2	<ul style="list-style-type: none"> ・2016年度に事業者公募し、シークエンス航空(株)(現 J B A : (株)Japan Biz Aviation)を選定 ・2019年8月にヘリコプター遊覧飛行事業を開始(2019年12月から休止中)
小 計		11.1	

2 整備された格納庫

格納庫用地①



格納庫用地②



格納庫用地③



2 施策に関する県と市町、民間等との役割分担

区分	役割・取組等
県	<p>(空港の機能と利便性の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空港周囲部の運営・維持管理 ・ 運営権者の事業実施状況の確認・評価 (モニタリング) <p>(航空ネットワークの充実と利用拡大)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交流の基盤となる航空路線の維持確保 ・ 交流拡大や自治体連携による就航促進及び利用促進 <p>(空港を拠点とした地域の魅力づくりの推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間活力を活用した空港西側県有地 (運営権設定対象区域外) の整備促進
市町	<p>(航空ネットワークの充実と利用拡大)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空港を活用した地域間交流の促進 <p>(空港を拠点とした地域の魅力づくりの推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び運営権者と連携した空港周辺の賑わいを創出
運営権者	<p>(空港の機能と利便性の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空港本体部の運営、施設の更新や修繕を含む維持管理 ・ 事業の全体計画に沿った事業実施 <p>(航空ネットワークの充実と利用拡大)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ セールスプロモーションや民間連携による就航促進及び利用促進 <p>(空港を拠点とした地域の魅力づくりの推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空港西側県有地 (運営権設定対象区域内) の段階的開発

3 主な取組

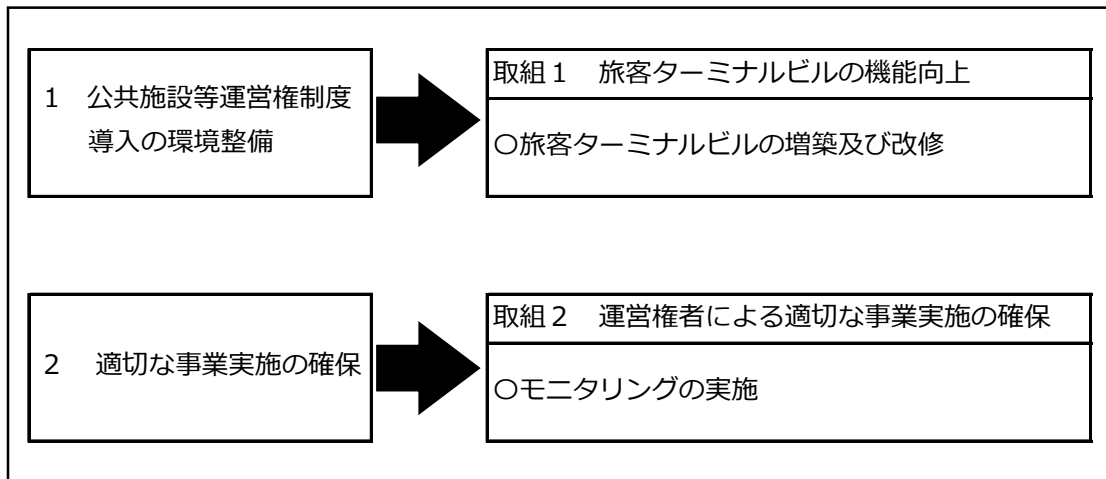
視点 1 空港の民営化と適切な業務履行の確保

取組②	空港の機能と利便性の向上	担当課名	空港管理課
目的 (何のために)	公共施設等運営権制度を活用した新しい運営体制の下で、県と運営権者が連携し、競争力の高い富士山静岡空港を実現します。県は、モニタリングを実施して運営権者が空港を適切に運営し、民間ならではの創意工夫を発揮してサービスや利用者の利便性の向上に取り組むよう促します。		

取組内容（手段、手法など）

◎富士山静岡空港における民活法の推進（P.24 参考資料）

- ・富士山静岡空港では、開港当初からの民活法の理念の下、先導的空港経営検討会議の答申を受けて、2013年4月に公表した県の取組方針に基づき民活法に向けて取組を進め、2019年4月から公共施設等運営権制度を活用した民間主体の新たな空港運営体制に移行しました。
- ・県は、運営権者による事業の実施状況についてモニタリングを実施し、運営権者が空港を適切に運営し、民間ならではの創意工夫を発揮してサービスや利用者の利便性の向上に取り組むよう促します。



富士山静岡空港旅客ターミナルビル



8-3 交流を支える交通ネットワークの充実

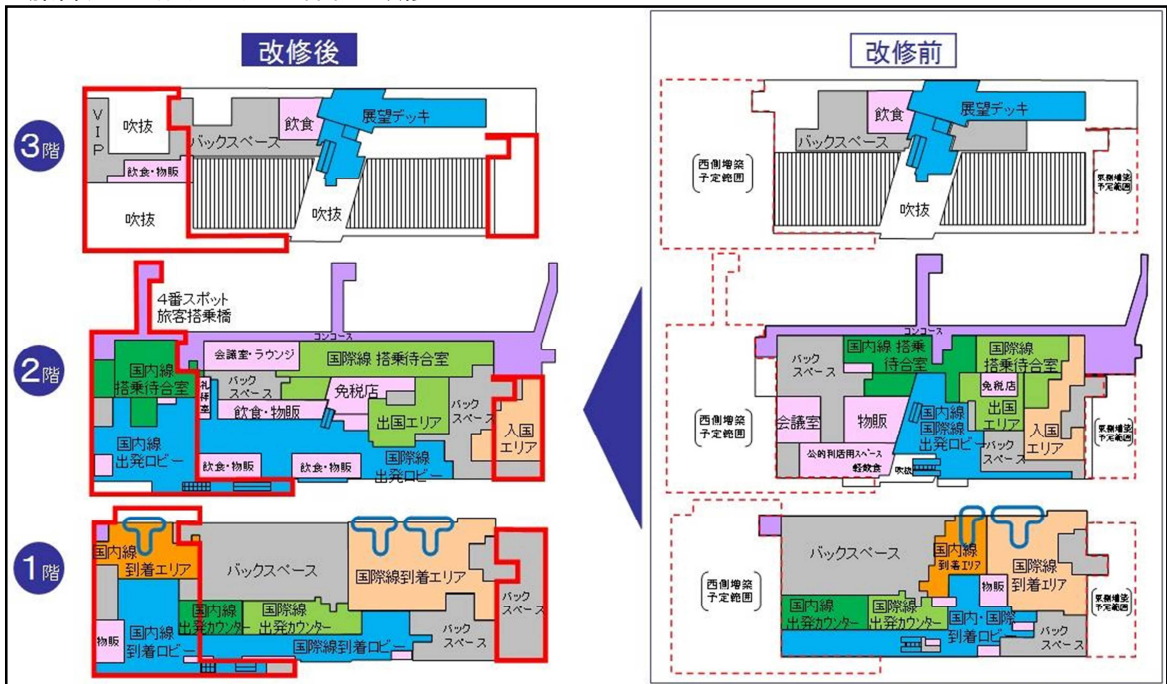
取組1 旅客ターミナルビルの機能向上

<概要>

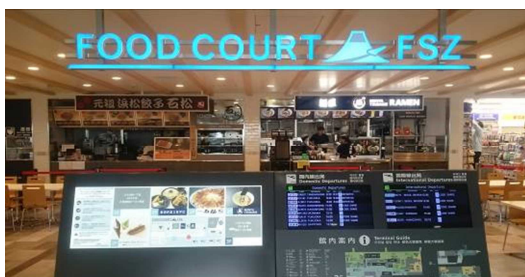
・県は、複数航空機が同時期に離着陸しても十分対応できる規模・機能や、利用者目線でおもてなしや多彩なサービスを提供できる機能を確保するため、旅客ターミナルビルの増築・改修を行いました。

<内容>

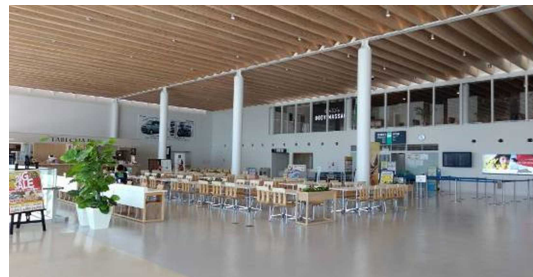
旅客ターミナルビルの増築・改修



項目	増築・改修後	増築・改修前
延べ床面積	全体 18,217 m ²	12,093 m ²
ピーク時 受入可能便数	国際線 1時間3便 国内線 30分2便	国際線 1時間1便 国内線 30分2便
旅客搭乗橋	4基（4番スポット増設）	3基（1～3番）
飲食・物販	約1,747 m ² （延床面積の約10%）	610 m ² （延べ床面積の約5.0%）
ムスリム対応	礼拝室男女別2室	—
県産材使用量	約228 m ³ 、0.037 m ³ /m ² 原木換算約1,700本	(参考) 方材163 m ³ 、0.015 m ³ /m ² 亜材940 m ³ 、0.070 m ³ /m ²



新設フードコート「FSZ」



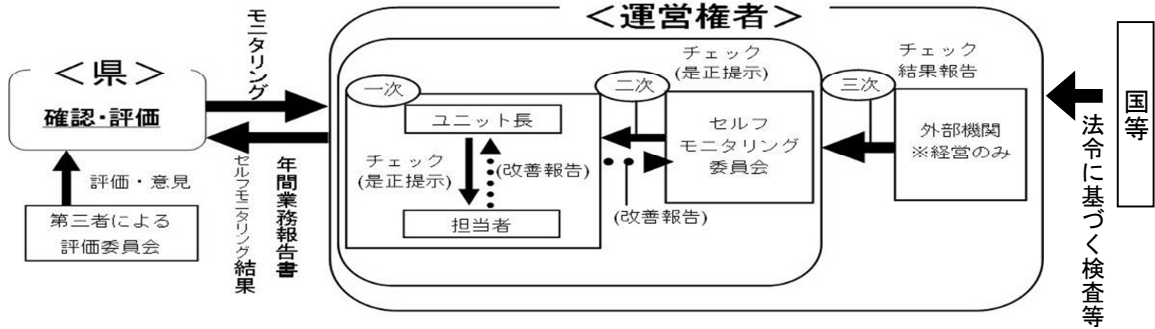
県産材料を利用した新しい国内線出発ロビー

取組2 運営権者による適切な事業実施の確保

<概要>

- ・県は、運営権者が実施したセルフモニタリング結果や年間業務報告書等を基にモニタリングを実施します。また、運営権者は、法令に基づく検査等を受けています。

(モニタリング概要)



<内容>

- ・県は、運営権者が要求水準を充足しているか、適切な経営を行っているか、計画に基づき適切な更新投資を行っているか、提案内容の実現に向けて取り組んでいるかを確認しています。
- ・2020年度（2019年度事業）は、運営権者からのヒアリングや現地調査を実施した後、外部有識者で構成される「富士山静岡空港特定運営事業等評価委員会」の意見を聞いた上で、評価結果をとりまとめました。

(2019年度事業の評価結果)

区分	モニタリングの観点	評価結果
要求水準の充足	要求水準を充足し、安全・安心な空港運営や適切な施設の維持管理、サービス向上に取り組んでいるか	適切に実施している
経営	各種の財務指標が妥当であり、適切な経営を行っているか	新型コロナウイルス感染症の影響がみられるが、財務健全性などに問題はみられない
更新投資	要求水準を充足し、計画に基づき適切に更新投資を実施しているか	適切に実施している
任意事業	要求水準を充足し、提案内容の実現に向けて取り組んでいるか	適切に実施している

(富士山静岡空港特定運営事業等評価委員会の意見)

- ・新型コロナウイルス感染症は今後の経営に大きな影響を与えることから、県と対話をしながら、今後の対応を検討していただきたい。
- ・環境変化を受け、計画段階でのコスト削減等による経営戦略をもって取り組んでいただきたい。
- ・第2種旅行業登録は新しい試みであり、旅行商品企画等の取組に期待したい。
- ・国際線の欠航・運休が長期化することを考慮した財務計画等を検討していただきたい。
- ・中部横断自動車道開通を見据え、山梨県との産業連携の施策を検討していただきたい。

視点2 交流を支える航空ネットワークの維持・強化

取組②	航空ネットワークの充実と 利用拡大	担当課名	空港振興課
目的 (何のために)	国内外との交流拡大や県内経済の活性化を図るため、富士山静岡空港の航空路線の充実と利用拡大に向けた取組を進めます。		
取組内容（手段、手法など）	<p>◎航空路線の充実と利用拡大 (P.27 参考資料)</p> <p>県、運営権者である富士山静岡空港株式会社、富士山静岡空港利用促進協議会の三者が目標等を共有し、三者が連携して、それぞれの資源や強みを活かした取組を進めて、航空ネットワークの拡充、利用拡大を図ります。また、ビジネスや教育旅行等の底堅い需要の取込やウィズコロナ期における新しい旅行形態へ対応した取組を進め、空港の利用拡大を図ります。</p>		
	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; margin-right: 20px;">航空路線の充実、 利用拡大</div> <div style="margin-right: 20px;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>取組1 減少した航空需要の喚起</p> <ul style="list-style-type: none"> ○富士山静岡空港サポーターズクラブの活用 ○ビジネス利用の促進 ○教育旅行の推進 ○航空会社と連携したプロモーションの実施 </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; margin-right: 20px;">航空路線の充実、 利用拡大</div> <div style="margin-right: 20px;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>取組2 ウィズコロナ期への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○キャンプをテーマとした空港利用促進 ○オンライン商品の提供 ○空港 MaaS の構築・活用 </div> </div>		

取組1：減少した航空需要の喚起

<概要>

富士山静岡空港の就航路線の需要喚起を図るため、航空会社や富士山静岡空港利用促進協議会等と連携して、個人客やビジネス客、教育旅行の利用を促進します。

(1) 富士山静岡空港サポーターズクラブの活用

個人や少人数グループの利用拡大を図るため、富士山静岡空港利用促進協議会と連携し、富士山静岡空港サポーターズクラブを活用した情報発信やキャンペーン等を実施します。

【富士山静岡空港サポーターズクラブ】

富士山静岡空港利用促進協議会が、富士山静岡空港の利用気運の醸成や利用促進を図るため、個人を対象とする会員組織を設置

- 設 立 2009年2月
- 入会金・年会費 無料
- 会員資格 携帯電話やパソコンのメールアドレス保有者を対象
※ メールアドレスのない者も準会員として登録可能

○会員特典

- ・空港に関する情報提供
(ツアー情報、就航先最新情報、イベント情報等をメールで配信、週1回程度)
- ・会員限定イベント
航空会社と連携した会員向け特別ツアー、キャッシュバックキャンペーン、会員を対象としたイベントへ参加等
- ・協賛店(37店舗)によるサービス
県内や就航先の協賛店で会員証提示等により代金の10%引きなど各種サービス

- 会 員 数 46,838人(うちメール会員36,335人)

年度	2016	2017	2018	2019	2020
総会員数(人)	44,411	44,934	45,750	46,124	46,838
(メール会員)(人)	(34,819)	(35,031)	(35,390)	(35,724)	(36,335)

(2) ビジネス利用の促進

富士山静岡空港利用促進協議会(以下「促進協」)の構成団体の協力の下、説明会や企業訪問等を通じてビジネス利用を働き掛けると共に、促進協の企業サポーターズクラブへの入会の促進を図ります。

特に、県東部及び西部地域については、他空港利用からの転換促進を重点的に取り組みます。

【企業ビジネスサポーターズクラブ】

富士山静岡空港利用促進協議会が、富士山静岡空港の安定的な利用拡大を図るため、企業等を対象にビジネス利用を目的とした会員組織を設置

- 設 立 2011年12月
- 対 象 日本国内のすべての法人(地方公共団体等、公的な機関を除く)
- 条 件 富士山静岡空港の積極的な活用・PRとアンケート調査等への理解・協力
- 年会費等 入会金及び年会費は無料
- 特 典 ビジネスサポートキャンペーン(四半期を1期として実施)
 - ア 出張等での空港利用 往復4,000円(1会員1期上限30,000円)
 - イ 就航先からの乗継利用 往復2,000円加算(1会員1期上限15,000円)
 - ウ 東部・西部企業の利用 往復2,000円加算(1会員1期上限15,000円)

- 会 員 数 1694法人

年度	2016	2017	2018	2019	2020
会員数(法人)	1,266	1,450	1,569	1,649	1,694

(3) 教育旅行の推進に向けた取組

富士山静岡空港利用促進協議会と連携し、学校等に対して修学旅行などの教育旅行の働き掛けを行います。

静岡空港を利用した教育旅行数

2016		2017		2018		2019		2020	
校数	人数	校数	人数	校数	人数	校数	人数	校数	人数
71	4,842	74	5,071	66	4,471	67	4,584	30	1,833

①教育旅行利用促進事業費補助金（利用促進支援事業費）

学生を対象に、教育旅行を実施した学校へ補助金を交付します。

区分	対象及び補助要件	補助額・補助率	備考
利用補助	教育旅行において富士山静岡空港を利用した場合	2,000 円/人（往復）	片道のみ利用の場合は、2分の1
加算補助	①コース（目的地）を3つ以上に分割	1,000 円/人（往復）	利用補助に上乗せして補助 ①②③それぞれに該当する場合は、補助金額を合算 ①②の片道のみ利用の場合は、2分の1
	②分便	1,000 円/人（往復）	
	③空港への借り上げバス費用 100 千円を超える部分	補助率 1 / 2 （上限 50 千円）	

※ 教育旅行周遊チャーターは片道 1,000 円の補助対象

②教育旅行臨時便・機材大型化補助金

区分	内容
補助対象	航空会社
補助内容	一着陸につき 臨時便：120 千円 機材大型化：80 千円

一学年全体（200～300 人）での移動を可能とする教育旅行のために、臨時便又は定期便機材の大型化を実施した航空会社に対し、補助金を交付します。

(4) 航空会社等と連携したプロモーションの実施

・新型コロナウイルス収束後の対策（アウト・イン）として、航空会社と連携した旅行需要の喚起や各種誘客促進策を継続して取り組みます。

ア 旅行需要の喚起

- ・特設サイト「空旅でGO！」の開設
- ・就航先の自治体等と連携した来静キャンペーンの実施
- ・県内・就航先における各種メディア及びキャラバン隊による情報発信

イ 誘客促進による路線支援

- ・静岡路線を利用する旅行商品に対する販売支援金

ウ キャンペーンの実施

- ・県内観光施設等で使用できる割引クーポンの配布（SHIZUIOKA PASSPORT）等

エ ファムトリップの実施

- ・メディアを対象とした本県内観光地ファムトリップの実施
- ・エージェントを対象とした本県内観光地ファムトリップの実施

取組2：ウィズコロナ期への対応

<概要>

ウィズコロナ期を見据え、開放・分散・非接触など、新しい生活様式や旅行形態に対応した需要喚起策を進めることにより、利用者の利便性向上を図ります。

(1) キャンプをテーマとした空港利用促進

ウィズコロナ期において3密を回避した開放型ツーリズムが求められる中、野外活動であるキャンプに着目し、富士山静岡空港を活用した誘客と県内周遊観光を促進します。

ア キャンプをテーマとしたアニメとの連携

- ・ キャンプをテーマとしたアニメのモデル地マップ、県内キャンプ場マップの作成
- ・ キャンプをテーマとしたアニメと本県との連携を紹介するウェブサイトの作成
- ・ 富士山静岡空港等におけるパネル展の実施
- ・ 富士山静岡空港の航空路線利用者を対象としたレンタカーキャンペーンの実施
- ・ 富士山静岡空港におけるラッピングレンタカーの貸出
- ・ 就航地における本県の取組の周知広報
- ・ メディアにおける本県の取組の広報（新聞、ラジオ、テレビ、メールマガジン、SNS）

イ キャンプ場紹介サイト「キャンプライフ in しずおか」の開設

- ・ 県内キャンプ場の情報をまとめたウェブサイトを開設し、情報発信
- ・ メディアにおける本県の取組の広報（新聞、テレビ、メールマガジン、SNS）

【「キャンプライフ in しずおか」URL】

<https://camplife-in-shizuoka.jp/>



(2) オンライン旅行商品の提供

特設サイト「空旅でGO!」を開設し、富士山静岡空港の就航地の魅力（観光地、宿泊施設、飲食店等）や旅行会社のツアー情報を掲載することにより機運醸成を図っています。

【「空旅でGO!」URL】

<http://www.mtfuji-shizuokaairport.jp/soratabi/>



(3) 空港 MaaS (Izuko) の推進

富士山静岡空港と伊豆地域を結ぶ観光型 MaaS「Izuko」（フェーズ3）の実証実験に、空港アクセスバス静岡線が参加し、デジタルチケットによる利便性向上を推進しています。

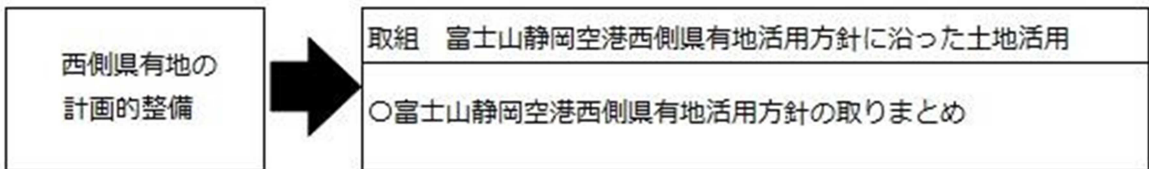
視点3 空港周辺の新たな価値や交流を生み出す取組

取組③	空港を拠点とした地域の魅力づくりの推進	担当課名	空港管理課
目的 (何のために)	<ul style="list-style-type: none"> 運営権者と連携し、民間活力を活用して富士山静岡空港と空港西側県有地の一体的かつ計画的な整備を促進し、富士山静岡空港と空港周辺地域の更なる発展につなげます。 		

取組内容
(手段、手法など)

- ◎富士山静岡空港と空港西側県有地の一体的かつ計画的な整備 (P.28 参考資料)
- ・富士山静岡空港と空港周辺地域の更なる発展に向け、民間活力を活用して富士山静岡空港と空港西側県有地の一体的かつ計画的な整備を促進するため、ゾーニングや土地利用イメージを「富士山静岡空港西側県有地活用方針」として取りまとめ、2020年10月に公表しました。
- ・今後、関心を示した民間事業者から意向調査を行って民間活力による整備を促進していきます。

【富士山静岡空港パース 西側県有地】



取組：富士山静岡空港西側県有地活用方針に沿った土地活用

○ 富士山静岡空港西側県有地活用方針

(1) 目指す姿

- くに ふじのくに
- ・新たな価値や交流を生み出し、日本をリードする「山の洲 富士の国の空の玄関」となることを目指しています。2021年度には中部横断自動車道の開通が見込まれており、広域的な経済圏となる山の洲（中部地方）の主要な交流拠点として、また交通ネットワークの結節点として、空港の機能を更に高めるとともに、交流や賑わい、創造や発信の機能の拠点化を図り、地域の魅力向上につなげるため、空港西側県有地を活性化していきます。
 - ・公共施設等運営権制度導入後10年が経過した2030年代前半を目標時期としています。

(2) コンセプト

- ・次に示す3点をコンセプトとして掲げています。

① 地方空港のフロントランナーとして世界に飛躍

機能や魅力を高めることで、国内外のより多くの方から選ばれ、飛躍する空港
（多様な路線でつながる国際空港、ビジネスジェットやヘリコプターの本拠地）

② 日本をリードする新たな価値を創造

ヒト、モノ、情報が集まり、様々な出会いや価値、防災力が生み出される空港
（交通ネットワークの結節点、物流や情報発信の拠点、広域防災拠点）

③ クリエイティブな人材や新技術により活力を創出

空港という場の力を生かし、次代を担うヒトやモノで活力を生み出す空港
（周辺施設と連携した航空人材育成拠点、新技術を活用したスマート空港）

(3) ゾーニング

- ・目指す姿及びコンセプトを基に、航空法による高さ制限など土地利用の際の制約条件を踏まえ富士山静岡空港に期待される機能を整理して6つのゾーンを設定しました。

【6つのゾーン範囲】

参考資料

【視点3】空港周辺の新たな価値や交流を生み出す取組 6つのゾーン範囲 を参照

8-3 交流を支える交通ネットワークの充実

区分・面積	考え方	整備主体※		
		県	運	民
エアフロントゾーン (14.8ha)	空港機能を強化・補完する場 ・ 空港基本施設及び旅客ターミナルビルに近接した区域 ・ 運営権者等と連携し空港機能の強化・補完や空港との一体利用による集客を図る区域 (整備例) エプロン、格納庫、貨物ターミナル、ホテル等		○	○
地域活性化・次世育成ゾーン (5.1ha)	地域と連携した活力創出や次世代育成の拠点 ・ 制限表面（進入表面、転移表面）下であるが一定の高さが確保できる区域（8m～20m程度） ・ 空港や周辺施設を生かし地域活性化や次世代育成につながる事業展開を期待する区域 (整備例) 航空従事者等教育施設、集客施設（体験型商業施設）			○
防災ゾーン (12.3ha)	空港と連携した災害応急対策活動等の受入拠点（大規模な広域防災拠点） ・ 進入表面下で高さの制約がある区域（5m～10m程度） ・ 大規模な広域防災拠点として非常時に空港施設と連携して利用する区域 (整備例) 原子力防災センター（整備済）	○		○
自然エネルギーゾーン (6.7ha)	土地の有効活用によるエネルギー循環（脱炭素社会へのシステムづくり）の場 ・ 進入表面下で高さの制約があり道路と未接続な区域（5m～10m程度）及びその周囲の小規模区域 ・ 自然エネルギーを創出する場として利用する区域 (整備例) 太陽光発電施設			○
アウトドアゾーン (11.4ha)	既存地形や周辺自然環境を生かしたライフスタイルを実現する場 ・ 進入表面下の高さ制限が厳しく、施設設置が困難な地すべり防止区域（2～8m程度） ・ 地形を生かした利用にとどめる区域（最低限の施設設置） (整備例) ティーテラス、グランピング、オフロードコース等			○
交通結節ゾーン	交通ネットワーク結節点（ふじのくにのゲートウェイ）	○		○

※整備主体欄の「運」は富士山静岡空港の運営権者、「民」は民間事業者を想定しています。

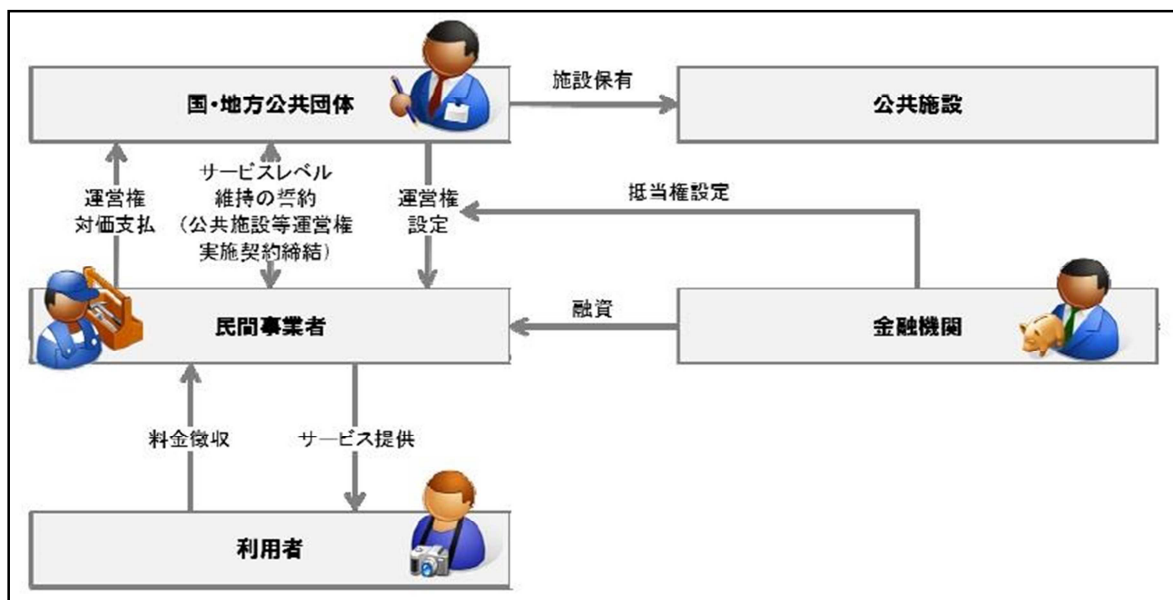
4 主要事業

事業名	重点項目	2021 予算額(千円)
就航・海外交流促進事業費	航空路線の維持・確保に向けた航空会社への支援	697,600
空港定期便拡充促進事業費	富士山静岡空港利用促進協議会が行う利用促進活動 に対する支援	174,596
空港西側県有地利用促進 事業費	民間事業者の意向聴取及び意向を踏まえた公募条件 の整理 ほか	10,000
空港施設整備事業費	滑走路端安全区域の調査、設計及び仮設工事 ほか	1,238,910
	その他取組を含めた合計	3,173,940

<空港の民営化（公共施設等運営権制度）>

- ・公共施設等運営権制度は、国や地方公共団体等が所有権を有する公共施設等（利用料金を徴収するものに限る）について、民間事業者等（運営権者）が自ら利用料金等の收受を行い、自らの判断で事業運営等を行うことができるものです。

図 公共施設等運営権の仕組み



（平成26年7月 国土交通省総合政策局官民連携政策課資料抜粋）

- ・運営権者は、公共施設等（空港）の利用者から利用料金を直接徴収して収益とし、自らの判断で自由な事業運営等を行うことができます。
- ・富士山静岡空港では、静岡県と運営権者である富士山静岡空港株式会社との間で、公共施設等運営権実施契約を締結して、事業を行っています。

<先導的空港経営検討会議の答申（2013年4月）の概要>

○富士山静岡空港の抱える課題

- ・指定管理者制度を導入したものの、その業務範囲は限定的で、空港の管理運営の一元化の効果が不十分
- ・「小さく生んで大きく育てる」コンセプトの下、コンパクトな旅客ターミナルビルを整備したため、国際線を中心に利用者で混雑
- ・管理」を中心としたビジネスモデルのため、「おもてなしの心」の発現が不十分

○富士山静岡空港の目指す姿の実現方策

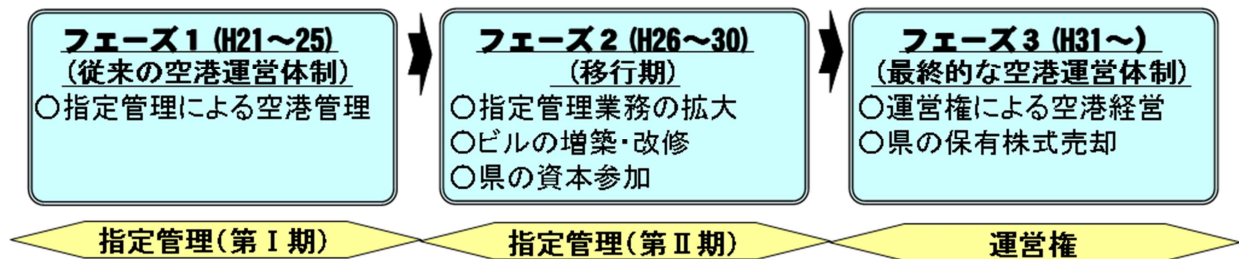
(基本的な考え)

- ・民活用の理念を維持しながらビジネスモデルを発展
- ・利用者目線に立った多様なサービスで非航空系収入の増大に努め、これを空港運営に活用し、「空港全体を経営する」意識を持った官民協調による新たな運営体制を構築

(具体的な取組)

- ・旅客ターミナルビルの機能向上
- ・施設保有の一体化及び空港運営の一元化

【段階的な取組】



<取組経緯>

年 月	内 容
2014年 3月	旅客ターミナルビル増築改修 基本計画を取りまとめ
2016年 1 1月	旅客ターミナルビル増築改修 工事着手
2017年 5月	公共施設等運営権制度 募集要項の公表
2018年 3月	公共施設等運営権制度 優先交渉権者選定
2018年 1 1月	公共施設等運営権制度 実施契約締結
2018年 1 2月	旅客ターミナルビル増築改修 リニューアルオープン記念式典
2019年 4月	公共施設等運営権制度 事業開始

参考資料

<空港の民営化の効果①>

○人員の削減

空港事業に携わる人員は、制度導入前（2018年度）の55名から、制度導入後（2019年度）には33名となり、22名を削減しました。

<空港の民営化の効果②>

○経費の削減

空港の運営・維持管理に係る県負担額（当初予算）は、制度導入前（2018年度）の約8.2億円から、制度導入後（2019年度）には約0.8億円となり、約7.4億円軽減されました。

<富士山静岡空港特定運営事業等評価委員会委員>

区分	氏名	所属等
委員長	山内 弘隆	一橋大学経営管理研究科名誉教授、 一般社団法人運輸総合研究所所長
委員長代理	花岡 伸也	東京工業大学環境・社会理工学院教授
委員	岩崎 清悟	静岡ガス株式会社特別顧問
委員	大久保あかね	静岡県立大学経営情報学部教授
委員	宮本 和之	宮本公認会計士事務所公認会計士
委員	矢野 弘典	一般社団法人ふじのくにづくり支援センター理事長

敬称略

視点2 交流を支える航空ネットワークの維持・強化

関連資料

＜富士山静岡空港利用促進協議会＞

1 要旨

空港の利用促進にあたっては、富士山静岡空港利用促進協議会と緊密に連携して、効果的な利活用促進策を展開している。

2 目的

民間団体、行政機関等が一体となって、富士山静岡空港の利用の促進、需要の拡大と、空港を活用した静岡県の産業経済の活性化や地域の発展等を図る。

- 3 設立経緯
- 平成元 年 10 月 31 日 静岡空港建設促進協議会として発足
 - 平成 18 年 6 月 13 日 富士山静岡空港就航促進協議会に改組
 - 平成 20 年 12 月 17 日 富士山静岡空港利用促進協議会に改組

4 会 長 酒井 公夫（（一社）静岡県商工会議所連合会会長）

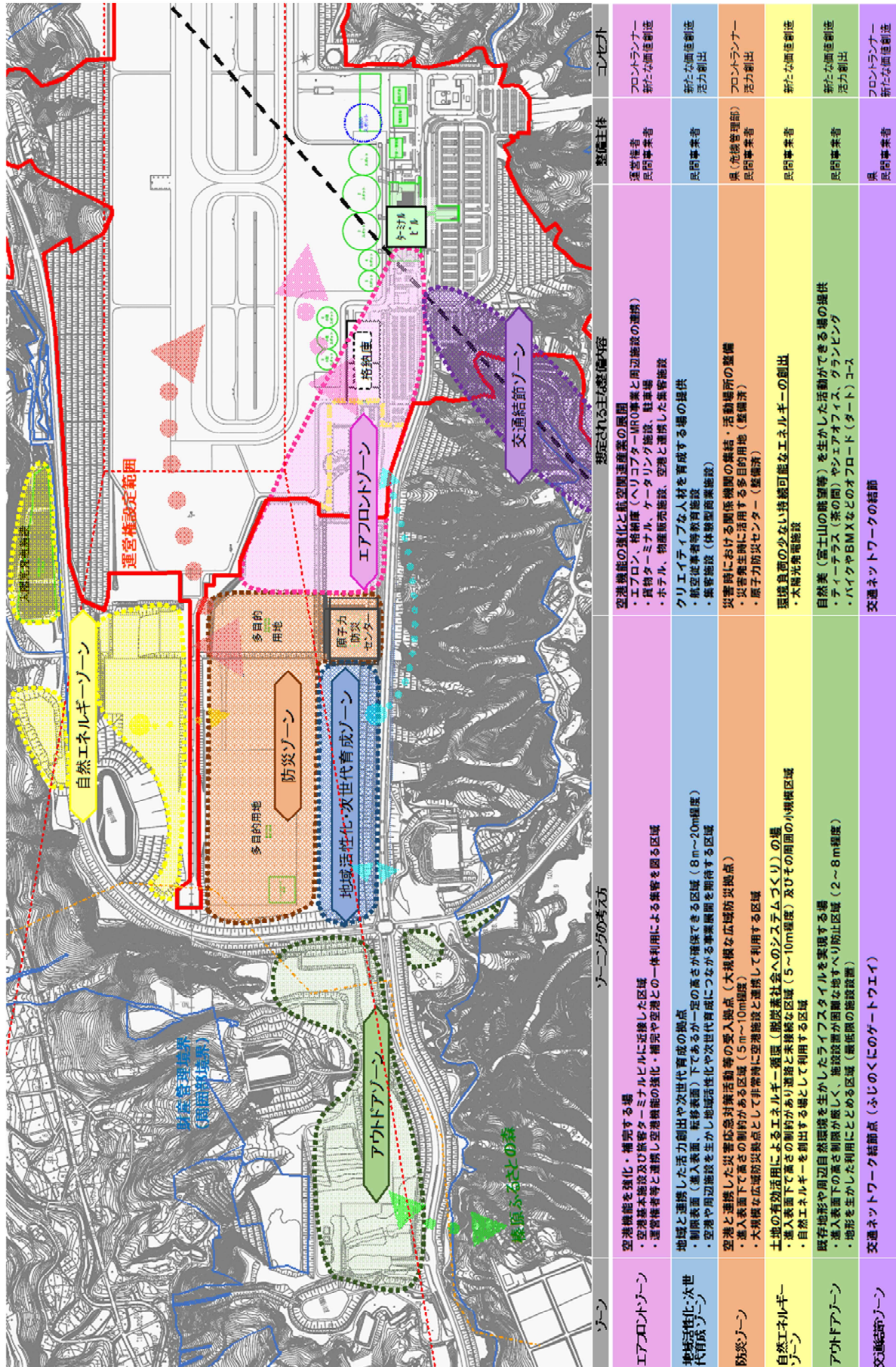
5 構 成 員 ・ 県内の経済団体、観光団体、県、市町、市町議会、企業等 183 団体（令和 2 年 7 月現在）
 ・ 県は特別顧問として参画

6 事 務 局 （一社）静岡県商工会議所連合会

7 主な事業

区 分	内 容
就航促進・利用拡大事業	定期便の販売促進、新規定期便路線の誘致、空港需要の拡大
教育旅行促進事業	教育旅行における航空機利用の促進
産業交流促進事業	就航先との産業交流活性化、ビジネス需要の喚起、企業サポーターズクラブの設置・運営
自治体空港利活用促進事業	自治体における空港利活用推進 地域団体等と連携した利用促進事業
広報事業	サポーターズクラブ・HP の運営、県内や就航先を対象とする利用促進 PR
富士山静岡空港利用促進事業	利用者、旅行会社等に対する支援策の実施
要望活動及び啓発事業	関係機関への要望活動 会員を対象とした啓発事業等

視点3 空港周辺の新たな価値や交流を生み出す取組
 <6つのゾーン範囲>



視点3 空港周辺の新たな価値や交流を生み出す取組

<事業者の選定に向けた手順>

今後、民間事業者の公募を想定し、必要と考えられる手順は次のとおりです。

<p>マーケット サウンディング</p>	<p>ホームページなどを活用し、民間事業者から利活用に向けた意見や提案の募集を継続するとともに、想定できる民間事業者に対し、声掛けを行い、参画意向や参画条件を調査します。</p>
<p>公募条件の整理</p>	<p>マーケットサウンディングで得られた意見や提案等を踏まえ、公募条件を整理します。</p>
<p>審査委員会の 開催①</p>	<p>公募条件や審査要領（配点等）、応募後の審査を行なうための審査委員会を設置し、公募資料を公告するにあたり、公募説明書をはじめとする書類について、内容を審査します。</p>
<p>公募</p>	<p>審査委員会で認められた公募書類及び行政財産の使用可条件案等を公告し、民間事業者を募集します。</p>
<p>審査委員会の 開催②</p>	<p>応募があった書類や提案を審査します。審査に際し、審査委員会を開催し、審査内容（配点等）を議題とします。</p>
<p>事業者の特定</p>	<p>審査委員会の承認を得て、特定された民間事業者を公表します。</p>
<p>使用許可等手続き</p>	<p>特定された民間事業者と行政財産の使用許可等の手続きを進めます。</p>